

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○平成24年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	2
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	3
◎高知県立池公園の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出（公園下水道課）	3
◎告示（港湾施設の概要）の一部改正（港湾・海岸課）	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	3
○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（消防政策課）	3
○平成24年度職業訓練指導員試験の実施（雇用労働政策課）	4
○平成24年度高知県家畜人工授精等講習会の実施（畜産振興課）	4
正 誤	
◎正誤（平24・3・23付け 規則）	5

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

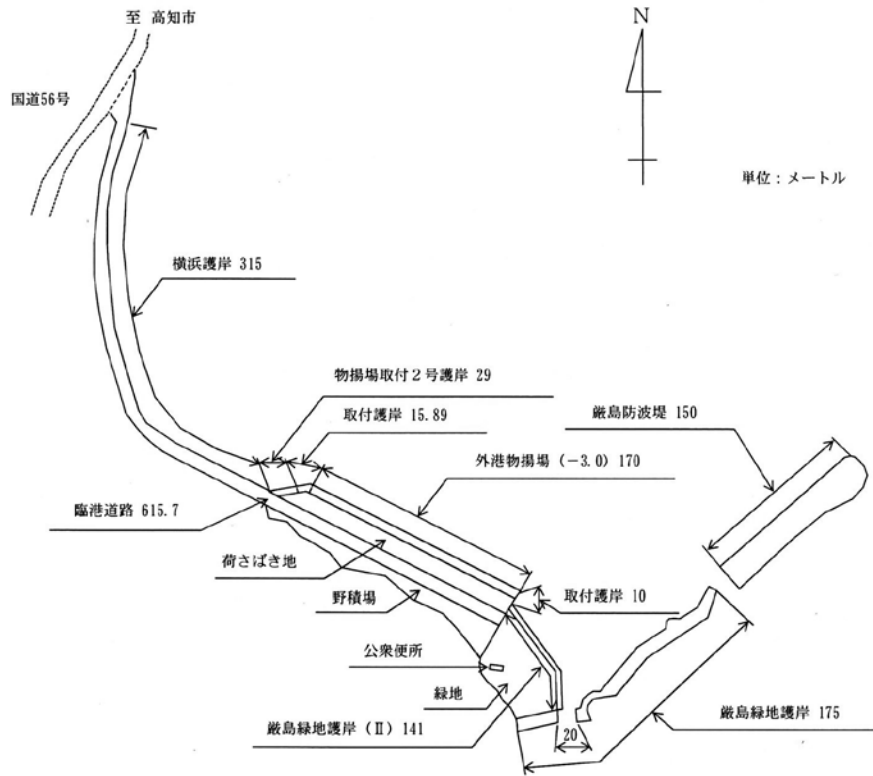
高知県規則第58号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図11を次のように改める。

別図11 佐賀港物揚場等の区域図



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第442号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成24年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子(平成25年3月及び4月採用予定)

(1) 募集期間

随時(最終期限は、平成24年9月16日(日))

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査	平成24年9月17日 (月)	高知市永国寺町5-15 高知県立大学 安芸市本町三丁目11-5 安芸市商工会議所 須崎市新町二丁目7-15 須崎市立市民文化会館 四万十市不破2058-20 四万十市防災センター
口述試験 身体検査	平成24年9月23日 (日)、同月29日 (土)又は同月30日 (日)のうちからい ずれか指定する日	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 女子(平成25年3月及び4月採用予定)

(1) 募集期間

平成24年8月1日(水)から同年9月7日(金)まで

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	平成24年9月24日 (月)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

3 問い合わせ先
 自衛隊高知地方協力本部
 電話番号088-822-6128
 ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第443号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量、写真地図作成及び修正数値図化）
- 2 作業期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域
鏡地区、土佐山地区及び春野地区を除く高知市

高知県告示第444号

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）第18条第2項の規定により高知県立池公園の指定管理者から主たる事務所の所在地について変更の届出があったので、同条例第22条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立池公園
- 2 指定管理者の名称
平成緑化建設株式会社
- 3 変更前及び変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地
（変更前）高知市葛島三丁目14番1号
（変更後）高知市朝倉甲284番地4
- 4 変更年月日
平成24年6月1日

高知県告示第445号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成24年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

表佐賀港の項中

幅多郡佐賀町横浜地先	外港物揚場	3.0	172	1.5
------------	-------	-----	-----	-----

を
「 _____ 」

幅多郡黒潮町佐賀地先	外港物揚場	3.0	170	2.0
〃	臨港道路	—	615.7	—

に、
 「 _____ 」を「 _____ 」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年6月21日から2月間高知県文化生
 活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年6月21日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24年6月21日	特定非営利活動法人 デイサービ スあっぱ れ	信清 敏 男	高知市 横浜西 町37番 9号	この法人は、高齢者、 障害者（児）、乳幼 児、要介護者等に対 して居宅サービス、広 報活動等に関する事 業を行い、もって公 益の増進に寄与する ことを目的とする。

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成24年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び種別

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
平成24年8月21日（火） 高知県庁正庁ホール	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
平成24年8月22日（水） 〃	〃	〃
平成24年8月23日（木） 〃	〃	〃
平成24年8月27日（月） 中土佐町民交流会館	〃	〃
平成24年8月28日（火） 四万十市立文化センター	〃	〃
平成24年8月29日（水） 〃	〃	
平成24年8月31日（金） 安芸市総合社会福祉センター	〃	午後1時から午後4時まで

備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
 2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策

<p>課内 高知県危険物安全協会</p> <p>(3) 受講申請書の受付期間 受講申請書は、平成24年8月1日（水）から同月13日（月）までの間に受け付ける。</p> <p>(4) 講習の受講手数料 受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。</p> <p>3 講習に関する問い合わせ先 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内 高知県危険物安全協会（電話番号088—823—9099）</p> <p>~~~~~</p> <p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成24年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。 平成24年7月3日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 試験を実施する職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。</p> <p>2 試験の免除 省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。</p> <p>3 受験資格 当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。 (1) 成年被後见人又は被保佐人 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者 (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>4 試験日時 平成24年9月9日（日）午前10時から</p> <p>5 試験場所 高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校</p> <p>6 受験手続 (1) 受験申請書類 ア 受験申請書 イ 履歴書 ウ 受験資格を証する書類の写し エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、</p>	<p>裏面に氏名を記載すること。）2枚（受験申請書及び写真票に貼り付けること。）</p> <p>(2) 受験申請書類の提出期間 平成24年8月1日（水）から同月17日（金）まで なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成24年8月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。</p> <p>(3) 受験申請書類の提出先 高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校</p> <p>(4) 受験手数料 3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。） なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。</p> <p>(5) 受験票 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。</p> <p>7 合否判定の基準 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。</p> <p>8 合格発表 平成24年10月1日（月）に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。 また、高知県立高知高等技術学校ホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/）において、合格者の受験番号を公表する。</p> <p>9 その他 (1) 受験申請書は、高知県立高知高等技術学校において交付する。 (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒（定形外）を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。 (3) 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088—847—6601）に問い合わせること。</p> <p>~~~~~</p> <p>家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成24年度高知県家畜人工授精等講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。 平成24年7月3日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 実施期間 平成24年8月6日（月）から同年9月4日（火）まで</p> <p>2 実施場所</p>	<p>高岡郡佐川町中組1247 高知県畜産試験場</p> <p>3 対象となる家畜の種類 牛</p> <p>4 受講手続 受講願書に写真を貼り付けた履歴書を添え、平成24年7月23日（月）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。</p> <p>5 定員 20名程度</p> <p>6 費用の負担 講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。</p> <p>7 その他 講習会の種類その他不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所若しくは同支所に問い合わせること。</p>
---	--	--

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平24・3・23	号外6	◎規則	12	右 (7～10)	<u>3</u> 名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更等を予定している場合は、「その他の参考事項」欄に、その旨を記入してください。 <u>4</u> 次に掲げる書類を添えてください。ただし、既に高知県知事に提出している書類で、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができます。	<u>2</u> 名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更等を予定している場合は、「その他の参考事項」欄に、その旨を記入してください。 <u>3</u> 次に掲げる書類を添えてください。ただし、既に高知県知事に提出している書類で、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができます。